

## 岩内町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項及び岩内町空き家等対策の推進に関する条例（平成30年岩内町条例第16号）第27条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の方針)

第2条 町長は、支援法人の活用に関する本町の方針が定められるまでの間、前条の指定を行わないものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。